第五十八号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者」を削り、同表の八の四の項の次に次のように加える。項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一別表第一の八の二の項の3中「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)附則第三条第二

定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査人の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特

可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許法律第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関するめる金額(当該申請を行う者が県内において同時に次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定

申請に係る審査 一万四千円(同法第三十一条の十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二1 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制

同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付入の六・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する

同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換え入の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する

同法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査入の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する

対する審査 同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に入の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する り おける当該申請に係る審査にあっては、二万八百が適用される営業所につき当該申請を行う場合に 二十三において準用する同法第四条第三項の規定

の規定に基づく許可の申請を行う場合における当適用される営業所につき同法第三十一条の二十二十三において準用する同法第四条第三項の規定が及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二2 その他の審査 二万四千円(風俗営業等の規制

該申請に係る審査にあっては、三万八百円)

十百円

十四石田

る審査にあっては、三千八百円)おける当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合にる法律第三十一条の二十三において準用する同法第に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す八千六百円(当該申請を行う者が県内において同時

係る審査にあっては、三千三百円)における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に条の二第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合法律第三十一条の二十三において準用する同法第七他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する一万千円(当該申請を行う者が県内において同時に

八の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する 同法第七条の三第一頃の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に 付する審査

一万千円(当該申請を行う者が県内において同時に 他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第三十一条の二十三において準用する同法第七 条の三第一頃の規定に基づく承認の申請を行う場合 における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に 係る審査にあっては、

三十三百円)

八の十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する る司法第九条第一頃の規定に基づく営業所の購造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 八の十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用す

る司法第十条の二第一頃の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査

九千九百円

一万三千円(当該申請を行う者が県内において同時 に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律第三十一条の二十三において準用する同法第 十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場 合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請

八の十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用す る同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付

十百円

八の十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用す「講習」時間につき六百五十円 る同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習

に係る審査にあっては、一万円)

別表第一の十三の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表の五十二の項及び五十三の項を削り、同表の五十三の二の項中「道路交通法」の下に「(昭和三 十五年法律第百五号)一を加え、同項を同表の五十二の項とし、同表中五十三の頁を五十三の項とし、五十三の四の項を五十三の二の項とし、五十三の五 の頃から五十三の八の頃までを二頃ずつ繰り上げる。

温宝

- この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第一の八の二の項の改正規定 公布の日
 - 二、次項の規定、平成ニナ八年三月二十三日

- 十八年四月一日三 別表第一の改正規定(第一号に掲げる改正規定、同表の八の四の項の次に次のように加える改正規定及び同表の十三の項の改正規定を除く。) 平成二
- 正後の別表第一の八の五の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。 規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十一条の二十二の許可の申請を行う者は、改り 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第二条第一項の規定に基づき同法第二条の

提案理由

提出する理由である。るとともに、利用状況等に鑑みてパーキング・メーター等を廃止することに伴い、その作動等に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定め